

### 第1部

# 既存の金融は カラを破れるか

令和という新しい時代の幕開けに呼応するかのように、金融の世界もデジタル化の進展によって新時代を迎えている。AIやIoTといった新技術の導入が進み、店舗や人手を必要としないIT企業などが提供する金融サービスが普及。既存のビジネスモデルの存在自体が揺らぎだしている。激変する時代の中で、金融機関はどう生き残りを図るのか。その対応力が問われている。

## ディスラプションに対峙する銀行界 ——危機か、好機か

今、銀行界に破壊と創造の波が押し寄せている。「ディスラプション（破壊）」と呼ばれる波濤は、銀行業の堅い規制の壁を壊して他業種の侵入を容易にし、銀行の財産である「人」や「店舗」を無効化しかねない。他方、銀行ではデジタル化を契機に、他行・他業種との連携やAIなどを活用して自己変革に取り組むほか、「人」「店舗」の新しい価値を創造しようという動きもある。ディスラプションは危機か、好機か。各行の取組みからその解を探る。

### 銀行が銀行を 否定する時代

「私たちは今の〈みずほ〉をぶっ壊す人を必要としています」

「かつては、銀行と呼ばれていた」

みずほフィナンシャルグループ（FG）や三井住友銀行（SMBC）の新卒採用サイトから、衝撃的な言葉が飛び出している。銀行業界の就職人気が下降気味とはいえ、まるで自己否定するかのようないふりだ。

メガバンクにそこまでの危機感を抱かせるものは何か。人口減少や超低金利といった国内の環境変化も背景にあるが、世界的な事象として挙げられるのは「デジタルトランスフォーメーション（DX）」だ。これはスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念で、「ICTの浸透が人々の生活を

# 特

# 集

# Interview

## 「令和」と歩む金融経済

### 第1部

### 既存の金融はカラを破れるか

# 保険は「スマート社会」のエコシステムに 溶け込んでいく

## プラットフォームと協業し、 新しい顧客価値を提供する

デジタルイノベーションは、産業構造やビジネスモデルに急激な変化をもたらす。損害保険会社は既存の代理店モデルを維持しつつも、プラットフォームたちと協業し、新しいチャレンジを進めていかなければいけない。従来の保険事業、保険商品だけを考えていると、「スマート社会」の仕組みから弾かれてしまうという危機感がある。既存の商品をプラットフォームに提供するのではなく、彼らのエコシステムの中に溶け込み、新しい顧客体験をつくり出していくことが重要だ。

損害保険ジャパン日本興亜

社長 西澤 敬二



にしざわ けいじ

80年慶應義塾大学経済学部卒、安田火災海上保険入社。08年損害保険ジャパン執行役員営業企画部長、10年常務執行役員、取締役常務執行役員などを経て、16年から現職。

LINEアプリで  
760万人とつながる

—— デジタルイノベーションの大きな波は損保業界にも押し寄せ

ている。こうした環境変化にどう対応していくのか

「GAF A」を代表とするプラットフォームが勢力を増している。プラットフォームは

# 暗号資産規制と情報利活用を巡る 改正法案の読み方

## 利用者保護の観点から、金商法中心の規制に再編

政府は3月15日に、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下、改正法案）を閣議決定し、国会に提出した。改正法案は、2018年12月21日に公表された「仮想通貨交換業等に関する研究会」（以下、研究会）の報告書（以下、報告書）を踏まえたものである。筆者は、本誌18年8月27日号に仮想通貨関連の規制強化の具体策を推察したが、本稿では、改正法案の内容を解説する。

弁護士 松尾直彦



### 暗号資産を取得させると 金販法の適用対象に

本誌で紹介した、筆者が推察した具体策案は、①「仮想通貨交換業」の登録要件を強化すること（主要株主規制の導入など。資金決済法63条の5第1項改正）、②現行では金融商品の販売等に関する法律（金販法）の適用対象にとどまる（同法2条1項10号、金販法施行令4条）

仮想通貨証拠金取引の規制を強化するため、「仮想通貨」を「デリバティブ取引」の原資産である「金融商品」として指定すること（金商法2条24項2号改正または同項4号に基づく政令指定）、③仮想通貨出資のファンド持分を明示的に金商法の規制対象として指定すること（同法2条2項5号に基づく金商法施行令1条の3改正）、④ICOにおいて発行される収益

分配型トークンを明示的に金商法の規制対象として指定すること（同法2条2項7項に基づく金商法1条の3の4改正）—— などであった。筆者は、日本証券経済研究所・金融商品取引法研究会（2018年11月21日開催。研究記録67号）において、利用者保護の観点から金商法中心の規制に再編するべき旨を主張していた。改正法案では、筆者の事前の想

定を超えて金商法中心の規制となっており、評価できる。改正法案は、成立する場合には公布日から起算して1年以内の政令指定日に施行される（以下、施行日。附則1条）。基本的には20年4月施行が有力であろう。改正法案の具体的内容だが、まずは用語（の定義）を見直し、「仮想通貨」から「暗号資産」（資金決済法2条5項。改正法案による改正後の規定を指す。